

別紙

諮問第942号、第944号

答 申

#### 1 審査会の結論

「〇〇警察署留置中に私が宅下げ及び発信した信書に関する記録」及び「〇〇警察署留置場へ留置されていた期間に行った面会についての記録」について、それぞれ開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由に開示請求を却下した処分は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

諮問第942号及び第944号に係る各審査請求（以下、併せて「本件各審査請求」という。）の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1及び2（以下、併せて「本件各開示請求」という。）に対し、警視總監が令和3年5月11日付けで行った2件の開示請求却下処分（以下「本件各却下処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各開示請求に係る保有個人情報は、逮捕が前提となる留置施設において作成される保有個人情報であって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による廃止前のもの）。以下「法」という。）45条1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当することから、条例30条の2の規定に基づき開示請求を却下したものであり、本件各却下処分は適正かつ妥当なものである。

#### 4 審査会の判断

## (1) 審議の経過

本件各審査請求は、いずれも令和4年2月17日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年6月7日に実施機関から諮問第942号及び第944号に係る理由説明書を、同年7月18日に審査請求人から意見書を收受し、同年6月28日（第172回第三部会）及び同年7月31日（第173回第三部会）に審議した。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 適用除外の趣旨について

条例30条の2は、法律の規定により法第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しない旨定めている。

条例30条の2に該当するものとしては、法45条1項があり、同項は「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。その趣旨は、これらの保有個人情報には、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報等が含まれており、開示請求の対象とすると前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、開示請求の適用除外とされたものと解される。

### イ 本件各却下処分の妥当性について

審査請求人は、本件各開示請求の内容は法45条にいうところの処分、刑若しくは保護処分の執行以下の文言に当てはまらず、適用除外とすべきでない旨主張する。

審査会が検討したところ、法45条1項に定める「司法警察職員が行う処分」とは、

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）189条に定める司法警察職員として行う犯人及び証拠の捜査に係る処分を指すと解されること、本件各開示請求に係る請求個人情報については警察官等により逮捕されたことを前提とする、警察署の留置施設での処遇等に関して作成される個人情報であると認められる。これらを開示することとなると、実質的に個人の逮捕歴、勾留歴等を明らかにすることと同義となり、法45条1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」を開示することになると認められる。

したがって、本件各開示請求に係る請求個人情報は、法45条1項に規定する「司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当するものであるため、実施機関が条例30条の2の規定に基づき開示請求を却下した処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

久保内 卓亜、徳本 広孝、竇金 敏明、峰 ひろみ

別表

本件開示請求		
1	令和○年○月○日より同年○月○日の期間に○○警察署留置中に私が宅下げ及び発信した信書（手紙類）の宛名人（相手名）及び日付けについての開示（可能であれば宅下げ物品の記録、相手名、品目、日付についても開示してください。）	諮問 第942号
2	令和○年○月○日より同年○月○日までの間、○○警察署留置場へ留置されていた期間に行った面会（接見）についての日時及び面会を行った時間と、面会者の氏名（何分間の面会を何月何日行ったかと、相手の氏名又は姓のみでも可）可能なら相手の氏名、住所、生年月日	諮問 第944号